

仮 処 分 申 立 書

2008年12月9日

横浜地方裁判所 御中

債権者ら訴訟代理人

弁護士 鷺見賢一郎

同 小池拓也

同 高橋宏

同 杉本朗

同 藤田温久

外44名

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

債権者ら訴訟代理人 別紙訴訟代理人目録記載のとおり

解雇予告効力停止及び賃金仮払い仮処分申立事件

第1 申立の趣旨

- 1 債務者が、別紙当事者目録記載の債権者番号1ないし3の債権者らに対して、それぞれ2008年11月17日付でなした「解雇年月日を平成20年12月26日とする解雇予告」の効力をいずれも停止する。
- 2 債務者は、別紙当事者目録記載の債権者番号1ないし3の債権者らに対し、平成21年2月以降同年4月まで、それぞれ、別紙請求債権目録(1)の債権者番号1ないし3に対応する「請求金額」欄記載の各金員を毎月23日限り仮に支払え。
- 3 債務者は、別紙当事者目録記載の債権者番号1ないし3の債権者らに対し、それぞれ、別紙請求債権目録(2)の債権者番号1ないし3に対応する「請求金額」欄記載の各金員を平成21年5月23日限り仮に支払え。
- 4 申立費用は債務者の負担とする。
との裁判を求める。

第2 被保全権利

1 当事者

(1) 債権者ら

別紙当事者目録記載の債権者である債権者○○○、同☆☆☆☆、同△△△△は、いずれも、債務者に有期の雇用契約により雇用されている労働者である。債権者らは、いずれも、債務者の藤沢工場で働いている。

上記債権者らの賃金は、毎月末日締め、翌月23日払いと定められている。

上記債権者らは、いずれも全日本金属情報機器労働組合神奈川地方

本部いすゞ自動車支部（以下「JMIUいすゞ支部」という）の組合員である。

（２）債務者

いすゞグループは、債務者及び子会社８９社、関連会社５６社で構成されており、主として自動車及び部品並びに産業用エンジンの製造、販売を事業内容とし、これらに関連する物流等の各種サービスを展開している。

債務者は、藤沢工場でトラックの車体製造と組立をし、栃木工場でトラック、産業用重機、船舶等のエンジンを製造している。

２ 債権者らの債務者との労働契約の経過

（１）債権者◎◎◎

債権者◎◎の債務者との労働契約の経過は、次のとおりである。

① ２００５年６月９日～２００６年５月１５日

債権者◎◎は、派遣労働者として藤沢工場で勤務していた。

② ２００６年５月１６日～２００８年１０月１５日

債権者◎◎は、債務者に直接雇用され、期間従業員として藤沢工場で勤務していた。債務者と債権者◎◎は、この間、おおむね、２か月の労働契約を２回、３か月の労働契約を３回、４か月の労働契約を１回、５か月の労働契約を１回、６か月の労働契約を１回くらい更新している。

③ ２００８年１０月１６日～２００９年４月１５日

債権者◎◎は、期間従業員として藤沢工場車両製造部車両組立第二課で勤務中である。

④ 小括

以上の労働契約更新の経過からして、債務者と債権者◎◎の間の

労働契約は、期間の定めのない状態と実質的に異なる状態にいたっていると認められる。あるいは、少なくとも、債権者◎◎に対して、雇用継続への合理的な期待を認めることができる。

(2) 債権者☆☆☆☆

債権者☆☆の債務者との労働契約の経過は、次のとおりである。

① 2004年7月5日～2006年10月1日

債権者☆☆は、派遣労働者として藤沢工場で勤務していた。

② 2006年10月2日～2008年10月2日

債権者☆☆は、債務者に直接雇用され、期間従業員として藤沢工場勤務していた。債務者と債権者☆☆は、この間、おおむね、2か月の労働契約を3回、3か月の労働契約を2回、6か月の労働契約を2回くらい更新している。

③ 2008年10月3日～2009年4月2日

債権者☆☆は、期間従業員として藤沢工場勤務中である。

④ 小括

以上の労働契約更新の経過からして、債務者と債権者☆☆の間の労働契約は、期間の定めのない状態と実質的に異なる状態にいたっていると認められる。あるいは、少なくとも、債権者☆☆に対して、雇用継続への合理的な期待を認めることができる。

(3) 債権者△△△△

債権者△△の債務者との労働契約の経過は、次のとおりである。

① 2006年6月12日～2006年9月

債権者△△は、派遣労働者として藤沢工場勤務していた。

② 2006年9月～2008年10月2日

債権者△△は、債務者に直接雇用され、期間従業員として藤沢工場勤務していた。債務者と債権者△△は、この間、おおむね、2

か月の労働契約を数回、3か月の労働契約を数回、5か月の労働契約を1回更新している。

③ 2008年10月3日～2009年4月2日

債権者△△は、期間従業員として藤沢工場で勤務中である。

④ 小括

以上の労働契約更新の経過からして、債務者と債権者△△の間の労働契約は、期間の定めのない状態と実質的に異ならない状態にいたっていると認められる。あるいは、少なくとも、債権者△△に対して、雇用継続への合理的な期待を認めることができる。

3 債務者の期間従業員の取扱い

(1) 臨時従業員就業規則の作成又は変更経過

債務者には臨時従業員就業規則（甲1）があるが、債権者ら期間従業員は、使用者が就業規則の作成又は変更について意見を聴取すべき債務者の藤沢工場の過半数代表を選出する手続に参加したことはまったくない。

(2) 社員登用制度の創設

債務者は、期間従業員の要求に基づき、2008年3月21日に、同年4月1日から社員登用制度を実施することを発表した（甲2）。

債務者は、上記社員登用制度に基づき、3回にわたり合計約65人の期間従業員を正社員に登用している。

4 期間従業員の全員解雇等

(1) 期間従業員の全員解雇

債権者は、2008年11月17日、藤沢工場の420人（債権者らを含む）の期間従業員、栃木工場の160人の期間従業員、合計5

80人の期間従業員全員に対して、解雇年月日を平成20年12月26日とする解雇予告を通知した（甲A1、B1）。

上記解雇予告通知は、根拠を「臨時従業員規則第8条第1項第5号（会社の都合により雇用の必要がなくなったとき。）」とし、理由を「急激な需要の冷え込みによる大幅な生産計画の見直しのため」としている（甲A1、B1）。

（2）派遣労働者の解雇等

債権者は、2008年11月17日頃、派遣会社との労働者派遣契約を中途解約等し、藤沢工場の540人の派遣労働者、栃木工場の280人の派遣労働者、合計820人の派遣労働者を解雇等に追い込んだ。

（3）小括

以上のとおり、債権者は、11月17日を契機にして、藤沢工場で960人の非正規労働者、栃木工場で440人の非正規労働者、合計1400人の非正規労働者を解雇等に追い込んだ。

5 本件解雇は無効

一労働契約法第17条1項違反

（1）契約期間中の解雇についての法的規制

① 学説

菅野和夫著「労働法第八版」180～181頁は、「期間雇用労働者の期間途中の解雇」について、「平成19年に制定された労働契約法は、『使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない』（17条1項）と規定した。これは、上記の民法規定（民法628条のこと）の定

める契約期間途中の解除のうち、使用者が労働者に対して行う解除、すなわち解雇について、『やむを得ない事由』がなければ解除できないとの規定は強行規定であること、そして『やむを得ない事由』の立証責任は使用者にあることを明らかにした規定である。」、
「『やむを得ない事由』は、期間の定めのある雇用保障的意義と上記民法規定の文言に照らして考えれば、期間の定めのない労働契約における解雇に必要とされる『客観的に合理的で、社会通念上相当と認められる事由』よりも厳格に解すべきである。一般的に言えば、当該契約期間は雇用するという約束にもかかわらず、期間満了を待つことなく直ちに雇用を終了させざるを得ないような特別の重大な事由ということとなる。」と述べている。

上記菅野説によると、「客観的に合理的で、社会通念上相当と認められる事由」がある場合の一つと考えられる、整理解雇4要件(①人員削減の必要性があること、②解雇回避の努力を尽くしたこと、③解雇対象者の選定が合理的であること、④整理解雇にあたって事前に労働者・労働組合と十分な説明・協議をしたこと)を満たす場合でも、それだけでは「やむを得ない事由」があるとは評価できないことになる。この点は、次に述べる通達、裁判例とも菅野説と同様に解している。

② 通達

「労働契約法の施行について」(基発第0123004号 平成20年1月23日)25頁は、「法第17条第1項の『やむを得ない事由』があるか否かは、個別具体的な事案に応じて判断されるものであるが、契約期間は労働者及び使用者が合意により決定したものであり、遵守されるべきものであることから、『やむを得ない事由』があると認められる場合は、解雇権濫用法理における『客観的

に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合』以外の場合よりも狭いと解されるものであること。」としている。

③ 裁判例

- i 安川電機八幡工場（パート解雇）事件福岡高裁平成14年9月18日決定（労働判例2003. 3. 15（No. 840）52頁）（甲7）は、「抗告人らは、雇用期間を各3か月と定めて雇用された従業員であり、平成13年6月20日ころ、相手方との間で、同月21日から同年9月20日までの期間を定めた労働契約を締結しているところ、このように期間の定めのある労働契約の場合は、民法628条により、原則として解除はできず、やむことを得ざる事由ある場合に限り期間内解除（ただし、労働基準法20、21条による予告が必要）ができるにとどまる。したがって、就業規則9条の解雇事由の解釈にあたっては、当該解雇が、3か月の雇用期間の途中でなされなければならないほどの、やむをえない事由の発生が必要であるというべきである。ところで、後記のとおり、相手方の業績は、本件解雇の半年ほど前から受注減により急速に悪化しており、景気回復の兆しもなかったものであって、人員削減の必要性が存したことは認められるが、本件解雇により解雇されたパートタイマー従業員は、合計31名であり、残りの雇用期間は約2か月、抗告人らの平均給与は月額12万円から14万5000円程度であったことや相手方の企業規模などからすると、どんなに、相手方の業績悪化が急激であったとしても、労働契約締結からわずか5日後に、3ヶ月間の契約期間の終了を待つことなく解雇しなければならないほどの予想外かつやむをえない事態が発生したと認めるに足りる疎明資料はない。

相手方の立場からすれば、抗告人らとの間の労働契約を更新したこと自体が判断の誤りであったのかもしれないが、労働契約も契約である以上、相手方は、抗告人らとの間で3か月の労働契約を更新したことについての責任を負わなければならないというべきである。したがって、本件解雇は無効であるというべきである。」（57頁）と判示している。

- ii 安川電機八幡工場（パート解雇・本訴）事件福岡地裁小倉支部判決（労働判例2004.12.15（No.879）71頁）（甲8）は、「原告らは、被告との間で、いずれも平成13年6月21日から同年9月20日までの期間を定めた労働契約を締結しているところ、このような期間の定めのある労働契約は、やむを得ない事由がある場合に限って期間内解除（ただし、労働基準法20条、21条による予告が必要）が許されるのであるから（民法628条）、Dスタッフ就業規則9条の解雇事由の解釈に当たっても、本件整理解雇が3か月の雇用期間の途中でされなければならないほどのやむを得ない事由のあることが必要というべきである。」、「本件整理解雇によって上記雇用期間満了時までには削減される労務関係費は、数十億円規模の当期損失や当期利益の下に企業活動を継続している被告の事業経費のわずかな部分であって、被告の企業活動に客観的に重大な支障を及ぼすものとはいい難く、原告らがパート労働者であるからといって、雇用期間の満了を待たずに本件整理解雇をしなければならないほどのやむを得ない事由があったものとは認められない。」、「したがって、雇用期間内に行われた本件整理解雇は無効というべきである。」（79頁）と判示している。

（2）債務者の経営状況

債務者は、平成20年11月5日、平成21年3月期第2四半期累計決算を発表している（甲3～6）。それによると、次のことが明らかである。

- ① 債務者は、平成21年3月期の通期で、連結で、営業利益600億円、経常利益600億円、当期利益400億円を見込んでいる（甲3の22頁、甲4の1頁、甲5、甲6の裏面）。
- ② 債務者は、平成21年3月期の通期で、単独で、営業利益190億円、経常利益200億円、当期利益210億円を見込んでいる（甲6の裏面）。
- ③ 債務者は、平成20年3月期には、1株当たり5円の配当をしている。債務者の平成20年3月期末の発行済株式数は、16億9684万5339株である。したがって、債務者は、平成20年3月期には、 $5円 \times 16億9684万5339株 = 金84億8422万6695円$ の配当をしている（甲4の1頁）。
- ④ 債務者は、平成21年3月期には、1株当たり6円の配当をする予想をしている。債務者の平成21年3月期末の発行済株式数は、16億9684万5339株と見込まれる。したがって、債務者は、平成21年3月期には、 $6円 \times 16億9684万5339株 = 金101億8107万2034円$ の配当をする予想をしている（甲4の1頁）。

平成20年3月期と比較すると、1株当たり1円増の配当で、合計金16億9684万5339円増の配当である。

- ⑤ 以上の各指標を見ると、債務者には経営危機と言えるような状況はなく、この点一つを見ても、本件解雇が無効であることは極めて明白である。

（3）債権者ら3名の解雇による削減賃金の合計額の意味

① 債権者ら3名が本件仮処分で請求している賃金の合計額は次のとおりである。

i 債権者◎◎

(金27万4952円×3か月) + 13万7476円 + 25万円
=金121万2332円

ii 債権者☆☆

(金36万2274円×3か月) + 2万4151円 + 25万円
=金136万0973円

iii 債権者△△

(金24万4126円×3か月) + 1万6275円 + 25万円
=金99万8653円

iv 以上の3名の合計額

金357万1958円

② 平成21年3月期の連結での予想当期利益400億円、単独での予想当期利益210億円や予想配当金101億8107万2034円と、上記債権者ら3名の解雇による削減賃金の合計額金357万1958円を対比して見る時、本件解雇が無効であることは極めて明白である。

(4) 本件解雇にあたって債務者がとった措置

債務者は、期間従業員の全員解雇にあたって、希望退職者の募集や関係会社への出向等の解雇回避努力は一切行っていない。また、債務者は、上記全員解雇にあたって、「大幅な減産になるので、生産計画を見直す必要がある」(甲A6の1頁)、「リーマンの破綻の影響で減産になる」(甲B6の2頁)、「急激に需要が冷え込んだため減産となる」(甲C2の2頁)などというのみで、それ以上何らの説明も協議も行っていない。債務者は、上記全員解雇にあたって、退職割増

金の提案とか就職あっせんなどの提案も一切行っていない。

以上のとおり、債務者は、本件解雇にあってとるべき措置を何ら行っていない。このような債務者の態度を見る時、本件解雇が無効であることは明白である。

(5) 本件解雇が無効であることは極めて明白

前記学説、通達、裁判例に照らして、債務者の経営状況、債権者ら3名の解雇による削減賃金の合計額、本件解雇にあたって債務者が何らの措置をとっていないこと等を見る時、本件解雇が無効であることは極めて明白である。

そもそも、本件解雇は整理解雇の4要件すら満たしておらず、一とりわけ、①人員削減の必要性があること、②解雇回避の努力を尽くしたこと、④整理解雇にあたって事前に労働者・労働組合と十分な説明・協議をしたことの要件を満たしていないことは明白である。一その点からしても本件解雇が無効であることは明白である。

6 債権者らの賃金請求権

(1) 債権者◎◎

① 債権者◎◎は、債務者から、次の計算のとおり、日給9000円として、早出残業手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、変則勤務手当、自宅通勤者手当を含めて、2008年9月乃至11月までの過去3ヶ月間に、平均月額賃金27万4952円を支払われた。

i 2008年 9月分 金22万0850円(甲A5の1)

ii 2008年10月分 金29万8742円(甲A5の2)

iii 2008年11月分 金30万5266円(甲A5の3)

上記 i + ii + iii = 金82万4858円 ÷ 3ヶ月 = 金27万4952円

② また、債権者◎◎の2009年4月分(4月1日から15日までの

15日分)の賃金は金13万7476円となる(上記平均賃金27万4952円の30分の15)。

- ③ 上記賃金の支給日は毎月末日締め、翌月23日払いである。
- ④ 債務者と債権者◎◎間の労働契約では、債権者◎◎が2009年4月15日まで勤めた場合、満期慰労金42万円が支払われることになっている。ところが、債務者は、債権者◎◎を期間中解雇した上、満期慰労金も17万円しか支払おうとしない。よって、債権者◎◎は、債務者に対して、満期慰労金の残額金25万円を請求する権利がある。

なお、満期慰労金の支払期限は、「契約期間満了で退職する場合は、契約期間満了時」、「契約延長の場合は、契約満了月の翌月の給与支給時」であるが、債権者◎◎は、契約延長を予定しているので、「契約満了月の翌月の給与支給時」を満期慰労金の支払期限として主張するものである。

(2) 債権者☆☆

- ① 債権者☆☆は、債務者から、日給9000円として、早出残業手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、変則勤務手当、自宅通勤者手当を含めて、2008年9月乃至11月までの過去3ヶ月間に、平均月額賃金36万2274円を支払われた。

i 2008年 9月分 金30万6092円(甲B5の1)

ii 2008年10月分 金44万3016円(甲B5の2)

iii 2008年11月分 金33万7715円(甲B5の3)

上記 i + ii + iii = 金108万6823円 ÷ 3 = 金36万2274円

- ② また、債権者☆☆の2009年4月分(4月1日から2日までの2日分)の賃金は金2万4151円となる(上記平均賃金36万2274円の30分の2)。

- ③ 上記賃金の支給日は毎月末日締め、翌月23日払いである。

- ④ 債務者と債権者☆☆間の労働契約では、債権者☆☆が2009年4月2日まで勤めた場合、満期慰労金42万円が支払われることになっている。ところが、債務者は、債権者☆☆を期間中解雇した上、満期慰労金も17万円しか支払おうとしない。よって、債権者☆☆は、債務者に対して、満期慰労金の残額金25万円を請求する権利がある。

なお、満期慰労金の支払期限は、「契約期間満了で退職する場合は、契約期間満了時」、「契約延長の場合は、契約満了月の翌月の給与支給時」であるが、債権者☆☆は、契約延長を予定しているので、「契約満了月の翌月の給与支給時」を満期慰労金の支払期限として主張するものである。

(3) 債権者△△

- ① 債権者△△は、債務者から、日給9000円として、早出残業手当、休日出勤手当、変則勤務手当を含めて、2008年9月乃至11月までの過去3ヶ月間に、平均月額賃金24万4126円を支払われた。

i 2008年 9月分 金19万4575円 (甲C1の1)

ii 2008年10月分 金28万7328円 (甲C1の2)

iii 2008年11月分 金25万0476円 (甲C1の3)

上記 i + ii + iii = 金73万2379円 ÷ 3 = 金24万4126円

- ② また、債権者△△の2009年4月分(4月1日から2日までの2日分)の賃金は金1万6275円となる(上記平均賃金24万4126円の30分の2)。

- ③ 上記賃金の支給日は毎月末日締め、翌月23日払いである。

- ④ 債務者と債権者△△間の労働契約では、債権者△△が2009年4月2日まで勤めた場合、満期慰労金42万円が支払われることに

なっている。ところが、債務者は、債権者△△を期間中解雇した上、満期慰労金も17万円しか支払おうとしない。よって、債権者△△は、債務者に対して、満期慰労金の残額金25万円を請求する権利がある。

なお、満期慰労金の支払期限は、「契約期間満了で退職する場合は、契約期間満了時」、「契約延長の場合は、契約満了月の翌月の給与支給時」であるが、債権者△△は、契約延長を予定しているので、「契約満了月の翌月の給与支給時」を満期慰労金の支払期限として主張するものである。

第3 保全の必要性

1 債権者◎◎

債権者◎◎は、債務者からの賃金の他に収入の途はまったくなく、家賃、母親への仕送り等、現在ギリギリの生活をしている。そして、年末年始に新しい職に就くことは極めて困難である（甲A6の2頁）。

債権者◎◎は、2009年1月稼働分（同年2月23日支払）以降の賃金が支払われなければ、ただちに生活に困窮することになる。

2 債権者☆☆

債権者☆☆は、債務者からの賃金の他に収入の途はまったくなく、妻子を地元新潟に置き、単身赴任しており、妻子への仕送りを毎月13万円行っている。債権者☆☆は、現在46歳であり、再就職の可能性は極めて乏しい（甲B6の2頁）。

債権者☆☆は、2009年1月稼働分（同年2月23日支払）以降の賃金が支払われなければ、ただちに生活に困窮することになる。

3 債権者△△

債権者△△は、債務者からの賃金の他に収入の途はまったくなく、借入金返済や両親への仕送り等、現在ギリギリの生活をしている。そして、年末年始に新しい職に就くことは極めて困難である（甲C2の2頁）。

債権者△△は、2009年1月稼働分（同年2月23日支払）以降の賃金が支払われなければ、ただちに生活に困窮することになる。

第4 まとめ

1 契約期間中の解雇である本件解雇が無効であることは、極めて明白である。期間中の解雇である本件解雇は、債権者ら期間従業員の生活を困難の極みに追い込み、債権者ら期間従業員を路頭に迷わせるものである。

2 本来、債権者◎◎は平成21年4月16日以降も、債権者☆☆は平成21年4月3日以降も、債権者△△は平成21年4月3日以降も、それぞれ、労働契約の継続あるいは更新を主張することができ、これらの日以降の賃金を請求する権利がある。

債権者らは、より迅速に仮処分決定を得たく、本件では、債権者◎◎は平成21年4月15日までの、債権者☆☆は平成21年4月2日までの、債権者△△は平成21年4月2日までの、それぞれ有期契約の形式的期限までの賃金の仮払いを求めている。

3 よって、申立の趣旨記載のとおり、解雇予告の効力停止と賃金仮払いを求めて本仮処分申立に及ぶ次第である。

以上

当 事 者 目 録

〒○○○○－○○○○ 神奈川県○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
債権者（債権者番号1） ○○ ○

〒☆☆☆－☆☆☆☆ 神奈川県☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆☆☆☆☆
債権者（債権者番号2） ☆☆ ☆☆

〒△△△－△△△△ 神奈川県△△△△△△△△△△△△△△△△△△
△△△△△△
債権者（債権者番号3） △△ △△

〒140－8722 東京都品川区南大井六丁目26番1号
債務者 いすゞ自動車株式会社
代表者代表取締役 細井 行

請求債権目録（1）

債権者番号	債権者名	請求金額
1	◎◎ ◎	金 27万 4952円
2	☆☆ ☆☆	金 36万 2274円
3	△△ △△	金 24万 4126円

請求債権目録（2）

債権者番号	債権者名	請求金額
1	◎◎ ◎	金 38万 7476円
2	☆☆ ☆☆	金 27万 4151円
3	△△ △△	金 26万 6275円